

全建事発第 039 号
令和 4 年 7 月 5 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公印省略〕

「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域維持型建設共同企業体については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において地域の実情を踏まえつつ活用するものとされており、「共同企業体の在り方について」（昭和 62 年中建審発第 12 号）において運用準則が定められております。

今般、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて改め、別添のとおり各府省庁主管担当課長、各都道府県担当部局長及び各指定都市担当部局長あてに通知した旨、本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

- ・別添 1 国土交通省通知文
- ・別添 2 各府省庁・都道府県・政令指定都市あて通知文
- ・別添 3 【新旧対照表】 地域維持型建設共同企業体の取扱いについて
- ・別添 4 （参考）【全文】 地域維持型建設共同企業体の取扱いについて

担当：事業部 山中
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
メール：jigyo@zenken-net.or.jp